

第18号様式(第27条関係)

受 領 書

年 月 日

東京都知事 殿

返還を受けた者  
住 所

氏 名

〔法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり屋外広告物等(又は現金)の返還を受けました。

|                              |             |  |
|------------------------------|-------------|--|
| 返 還 を 受 け た 日 時              | 年 月 日 時 分   |  |
| 返 還 を 受 け た 場 所              |             |  |
| 返 還 を<br>受 け た<br>広 告 物<br>等 | 整 理 番 号     |  |
|                              | 広 告 物 の 種 類 |  |
|                              | 表 示 内 容     |  |
|                              | 数 量         |  |
| (返 還 を 受 け た 金 額)            |             |  |

(日本産業規格A列4番)

第19号様式(第28条関係)

(表)

| 屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書  |  |                           |          |
|--|--|---------------------------|----------|
| <p>東京都屋外広告物条例第39条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり屋外広告業者の登録を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所<br/>氏 名<br/>電 話 ( )<br/>〔法人にあつては主たる事務所の所在地、<br/>商号又は名称及び代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: center;">記</p> |  |                           |          |
| 登録の<br>種 類   | 1 新規<br>2 更新   | ※登録番号<br>※登録年月日           | 都広( )第 号 |
| 法人・個人の別  |  | 1 法人      2 個人            |          |
| ふりがな<br>氏 名<br>及び生年月日<br>〔法人にあつては商号又<br>は名称、代表者の氏名及<br>び生年月日〕  |  | 生年月日      年      月      日 |          |
| 住 所<br>〔法人にあつては主たる<br>事務所の所在地〕   |  | 〒      電話 ( )             |          |
| 東京都の区<br>域内で営業<br>を行う営業<br>所の名称及<br>び所在地   | 名 称  | 〒      電話 ( )             |          |
|  | 所在地  |                           |          |
| 法人である場合の役員<br>(業務を執行する社員、<br>取締役、執行役又はこれ<br>らに準ずる者。以下同<br>じ。)の職名及び氏名   | 職 名  | ふりがな<br>氏 名               |          |
|  |  |                           |          |
| 未成年者である場合の<br>法定代理人の氏名、商号<br>又は名称、生年月日及び<br>住所   | ふりがな<br>氏名及び生年月日<br>〔法人にあつては商号<br>又は名称、代表者の氏<br>名及び生年月日〕 | 生年月日      年      月      日 |          |
|  | 住 所<br>〔法人にあつては主た<br>る事務所の所在地〕                           | 〒      電話 ( )             |          |
| 法定代理人が法人であ<br>る場合のその役員の職<br>名及び氏名  | 職 名  | ふりがな<br>氏 名               |          |
|  |  |                           |          |
| 主たる業務の内容   |  |                           |          |
| そ の 他  |  |                           |          |

(日本産業規格A列4番)

(裏)

|                  |                  |             |      |
|------------------|------------------|-------------|------|
| 業務主任者等設置状況       | ふりがな氏名           |             |      |
|                  | 住所               | 〒<br>電話 ( ) |      |
|                  | 修了証番号、認定番号又は登録番号 |             |      |
| 営業所              | 名称               |             |      |
|                  | 所在地              | 〒<br>電話 ( ) |      |
|                  | 業主者設置状況          | ふりがな氏名      |      |
|                  |                  | 住所          | 〒    |
| 修了証番号、認定番号又は登録番号 |                  |             |      |
| 営業所              | 名称               |             |      |
|                  | 所在地              | 〒<br>電話 ( ) |      |
|                  | 業主者設置状況          | ふりがな氏名      |      |
|                  |                  | 住所          | 〒    |
| 修了証番号、認定番号又は登録番号 |                  |             |      |
| 営業所              | 名称               |             |      |
|                  | 所在地              | 〒<br>電話 ( ) |      |
|                  | 業主者設置状況          | ふりがな氏名      |      |
|                  |                  | 住所          | 〒    |
| 修了証番号、認定番号又は登録番号 |                  |             |      |
| 他の地方公共団体における登録番号 | 登録を受けた地方公共団体名    | 登録年月日       | 登録番号 |
|                  |                  |             |      |
|                  |                  |             |      |

- (注意) 1 ※印のある欄は、新規登録の場合は記入しないでください。  
2 登録申請者は、本社又は本社と同等の権限を有する営業所としてください。  
3 主たる業務の内容の欄は、ネオン広告、展示装飾等簡明に記入してください。  
4 法人の場合は、商業登記事項証明書(3か月以内発行のもの)を添付してください。  
5 資格を証する書面を添付してください(東京都が開催した講習会を修了した者は、添付の必要はありません。)  
6 営業所が2以上ある場合は、営業所欄に記入してください。  
7 その他の欄は、加盟している屋外広告物関係業界団体など、屋外広告物業に関する事項を記入してください。

第20号様式(第28条関係)

東京都知事 殿

誓 約 書

登録申請者 

|              |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|
| 法            | 人 | の | 役 | 員 |
| 本            |   |   |   | 人 |
| 法            | 定 | 代 | 理 | 人 |
| 法定代理人(法人)の役員 |   |   |   |   |

 は、東京都屋外広告物条例第42条第1項各号

に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

(注意) 「法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人(法人)の役員」の欄については、該当するものを○で囲んでください。

(日本産業規格A列4番)

第21号様式(第28条関係)

登録申請者  $\left[ \begin{array}{c} \text{法 人 の 役 員} \\ \text{本 人} \\ \text{法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人(法人)の役員} \end{array} \right]$  の略歴書

|   |                           |            |       |        |
|---|---------------------------|------------|-------|--------|
| 住 所                                     | 〒                         |            |       | 電話 ( ) |
| ふりがな<br>氏 名<br>〔法人にあつては商号〕<br>又は名称、及び氏名 |                           | 生年<br>月日   | 年 月 日 |        |
| 略<br>歴                                  | 期 間<br>自 年 月 日<br>至 年 月 日 | 職務内容又は業務内容 |       |        |
|   |                           |            |       |        |
| 賞<br>罰                                  | 年 月 日                     | 賞 罰 の 内 容  |       |        |
|   |                           |            |       |        |

(注意) 「法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人(法人)の役員」の欄については、  
いずれか該当するものを○で囲んでください。

屋外広告業登録事項変更届出書

東京都屋外広告物条例第43条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

東京都知事 殿 年 月 日

住 所

氏 名

電 話 ( )

〔法人にあつては、その事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

|  |                               |
|--|-------------------------------|
| 登 録 番 号  | 都広( )第 号                      |
| 登 録 年 月 日  | 年 月 日                         |
| 法人・個人の別  | 1 法人 2 個人                     |
| ふりがな<br>氏 名<br>及び生年月日<br><small>(法人にあつてはその名<br/>称、代表者の氏名及び<br/>生年月日)</small> | 生年月日 年 月 日                    |
| 住 所  | 〒 電話 ( )                      |
| 変 更 年 月 日  | 年 月 日                         |
| 変 更 事 項  | 変<br>更<br>前<br>-----<br>----- |
|  | 変<br>更<br>後<br>-----<br>----- |

(注意) 業務主任者を変更した場合は、住所、氏名及び修了番号、認定番号又は登録番号を記入の上、新しい資格所持者の資格を証する書類を添付してください(東京都が開催した講習会を修了した者は、添付の必要はありません。)

第23号様式(第29条関係)

屋外広告業廃業等届出書

東京都屋外広告物条例第45条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

東京都知事 殿 年 月 日

住 所

氏 名

電 話 ( )

〔法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

|  |  |
|--|--|
| 登 録 番 号                                    | 都広( )第 号                                   |
| 登 録 年 月 日                                  | 年 月 日                                      |
| 法人・個人の別                                    | 1 法人 2 個人                                  |
| ふりがな氏名及び生年月日<br>〔法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び生年月日〕 | 生年月日 年 月 日                                 |
| 住 所  | 〒 電話 ( )                                   |
| 届 出 の 理 由                                  | 1 死 亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定<br>4 解 散 5 廃 止 |
| 届 出 理 由<br>の 生 じ た 日                       | 年 月 日                                      |
| 屋外広告業者と<br>届出人との関係                         | 1 相 続 人 2 元代表役員 3 破産管財人<br>4 清 算 人 5 本 人   |

- (注意) 1 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、該当するものの番号を○で囲んでください。  
2 屋外広告業登録通知書を返還してください。

(日本産業規格A列4番)

第24号様式(第30条関係)  
(表)

| 屋外広告業登録簿                                     |                    |           |                              |
|--|--------------------|-----------|------------------------------|
| 登録番号   | 都広( )第 号           | 登録年月日     | 年 月 日                        |
|  |                    | 有効期間満了年月日 | 年 月 日                        |
|  |                    | 初回登録年月日   | 年 月 日                        |
| 法人・個人の別                                      | 1 法人          2 個人 |           |                              |
| ふりがな氏名及び生年月日<br>〔法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日〕 | 生年月日 年 月 日         |           | 変更( 年 月 日)<br><br>生年月日 年 月 日 |
| 住 所<br>〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕                   | 〒                  | 電話 ( )    | 変更( 年 月 日)<br>〒<br>電話 ( )    |
| 東京都の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地                     | 名 称                |           | 変更( 年 月 日)                   |
|  | 所在地                | 〒         | 変更( 年 月 日)<br>〒<br>電話 ( )    |
| 法人である役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者)の職氏名      |                    |           |                              |
| 職  |                    | ふりがな氏名    |                              |
|  |                    |           |                              |
| 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所                |                    |           |                              |
| ふりがな氏名<br>〔法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日〕       | 生年月日 年 月 日         |           |                              |
| 住 所<br>〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕                   | 電話 ( )             |           |                              |
| 主たる業務の内容                                     |                    |           |                              |
| そ の 他  |                    |           |                              |

(日本産業規格A列4番)

(裏)

|                   |                   |               |          |       |
|-------------------|-------------------|---------------|----------|-------|
| 業務主任者等設置状況        | ふりがな氏名            |               |          |       |
|                   | 住所                |               | 〒 電話 ( ) |       |
|                   | 修了証番号、認定証番号又は登録番号 |               |          |       |
| 営業所               | 名称                |               |          |       |
|                   | 所在地               |               | 〒 電話 ( ) |       |
|                   | 業務主任者等設置状況        | ふりがな氏名        |          |       |
|                   |                   | 住所            |          |       |
| 修了証番号、認定証番号又は登録番号 |                   |               |          |       |
| 営業所               | 名称                |               |          |       |
|                   | 所在地               |               | 〒 電話 ( ) |       |
|                   | 業務主任者等設置状況        | ふりがな氏名        |          |       |
|                   |                   | 住所            |          |       |
| 修了証番号、認定証番号又は登録番号 |                   |               |          |       |
| 営業所               | 名称                |               |          |       |
|                   | 所在地               |               | 〒 電話 ( ) |       |
|                   | 業務主任者等設置状況        | ふりがな氏名        |          |       |
|                   |                   | 住所            | 〒 電話 ( ) |       |
| 修了証番号、認定証番号又は登録番号 |                   |               |          |       |
| 他の地方公共団体における登録番号  |                   | 登録を受けた地方公共団体名 | 登録年月日    | 登録番号  |
|                   |                   | -----         | -----    | ----- |

第25号様式(第31条関係)

(表)

|  |          |
|--|----------|
| 第 号<br>年 月 日   |          |
| 屋 外 広 告 業 登 録 通 知 書                                    |          |
| 住 所  |          |
| 氏 名 宛  |          |
| 〔法人にあつては、その事務所の<br>所在地、名称及び代表者の氏名〕                     |          |
| 東京都知事 印  |          |
| 東京都屋外広告物条例第41条第2項に基づき、下記のとおり屋外広告業について登録したので通知します。      |          |
| 記  |          |
| 登録年月日  | 年 月 日    |
| 有効期限   | 年 月 日    |
| (初回登録)   | 年 月 日    |
| 登録番号   | 都広( )第 号 |
| 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。<br>(日本産業規格A列4番) |          |

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第26号様式(第32条関係)

(表)

|   |  |
|---|--|
| 第 号<br>年 月 日  |  |
| 屋 外 広 告 業 登 録 拒 否 通 知 書   |  |
| 住 所   |  |
| 氏 名 宛<br>〔法人にあつては、その事務所の〕<br>〔所在地、名称及び代表者の氏名〕                         |  |
| 東京都知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span> |  |
| 年 月 日付けで申請のあつた屋外広告業登録については、下記の理由 により登録を拒否したので通知します。                   |  |
| 記   |  |
| 登 録 拒 否 の 理 由   |  |
| 根 拠 条 文   |  |
| 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。                                |  |

(日本産業規格A列4番)

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
  
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 27 号様式(第 33 条関係)

| 屋外広告物講習会受講申込書   |   |        |  |     |
|---|---|--------|--|-----|
| <p>東京都屋外広告物条例第 47 条第 1 項の規定による講習会を受講したいので、下記のとおり申し込みます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所<br/>ふりがな<br/>氏 名<br/>電 話 ( )<br/>年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">記</p> |   |        |  |     |
| 受 講 科 目   | ア 広告物法規、広告物の表示の方法及び広告物の施工<br>イ 広告物法規及び広告物の表示の方法 |        |  |     |
| 勤 務 先   | 名 称   |        |  |     |
|   | 所在地   |        | 電話 ( )   |     |
| 受 講 一 部 免 除 の 資 格   | 資 格 名 称   |        | 資 格 取 得 年 月 日 ・ 番 号  |     |
|   |   |        | 年 月 日 第 号  |     |
| ※ 納 入 確 認   | ※ 受 講 番 号                                       | ※ 受 付  | 写 真  |     |
|   | 第 号   |        | 申込前 3 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦 4.5cm、横 3.5cm の写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。 |     |
| (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。<br>2 受講科目の欄は、ア又はイを○で囲んでください。<br>3 受講一部免除の資格のある方は、その資格を証する書面又はその写しを添付してください。  |   |        |  |     |
| ----- 切 ----- り ----- 取 ----- り ----- 線 -----   |   |        |  |     |
| 受 講 票   | ふりがな<br>氏 名                                     |        | ※ 受 講 番 号  |     |
|   | 住 所   |        | 第 号  |     |
|   | 生年月日<br>性 別                                     | 電 話    | 受 講 科 目<br>(○印を記入する。)  |     |
|   |   | 年 月 日生 | 法 規  | 表 示 |
| (注意) 講習終了まで大切に保管してください。   |   |        |  |     |

(日本産業規格 A 列 4 番)

第 28 号様式(第 33 条関係)

第 号

屋 外 広 告 物 講 習 会 修 了 証

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、東京都屋外広告物条例第 47 条第 1 項の規定による屋外広告物講習会を  
修了したことを証します。

年 月 日

東京都知事



(日本産業規格 A 列 4 番)

第29号様式(第35条関係)

業務主任者資格認定申請書

東京都屋外広告物条例第48条第1項第5号の規定による同項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有することの認定を、下記のとおり申請します。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名  
電 話 ( )

年 月 日生

記

|       |             |                      |  |  |
|-------|-------------|----------------------|--|--|
| 資 格   | 責任者としての職名等  |                      |  |  |
|       | 上記の職にあつた年数  |                      |  |  |
|       | 過去5年間の法令違反  |                      |  |  |
|       | 道府県・指定都市の認定 | 道・府・県・市<br>年 月 日 第 号 |  |  |
|       | そ の 他       |                      |  |  |
| 勤 務 先 | 名 称         |                      |  |  |
|       | 所 在 地       | 電 話 ( )              |  |  |

(注意)資格を証する書面又は写しを添付してください。

(日本産業規格A列4番)

第 30 号様式(第 35 条関係)

第 号

認 定 証

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、東京都屋外広告物条例第 48 条第 1 項第 5 号の規定による同項第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の知識を有する者と認定します。

年 月 日

東京都知事



(日本産業規格 A 列 4 番)

第31号様式(第36条関係)

|                          |  |
|--------------------------|--|
| ← 40センチメートル以上 →          |  |
| 屋外広告業者登録票                |  |
| 商号、名称又は氏名                |  |
| 法人である場合の<br>代表者の氏名       |  |
| 登録番号                     |  |
| 登録年月日                    |  |
| 営業所名                     |  |
| この営業所に置かれて<br>いる業務主任者の氏名 |  |
| ↑ 35センチメートル以上 ↓          |  |

第32号様式(第37条関係)

|                    |                |  |    |  |
|--------------------|----------------|--|----|--|
| 注文者の氏名又は名称         |                |  |    |  |
| 注文者の住所             |                |  |    |  |
| 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所 |                |  |    |  |
| 広告物又は掲出物件          | 名称<br>又は<br>種類 |  | 数量 |  |
| 表示又は設置の年月日         | 年 月 日          |  |    |  |
| 請 負 金 額            |                |  |    |  |

第33号様式(第38条関係)

(表)

|   |   |          |
|---|---|----------|
| 第 号<br>年 月 日  |   |          |
| 屋 外 広 告 業 登 録 抹 消 通 知 書   |   |          |
| 住 所   |   |          |
| 氏 名 宛<br>〔法人にあつては、その事務所の<br>所在地、名称及び代表者の氏名〕                           |   |          |
| 東京都知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span> |   |          |
| 東京都屋外広告物条例第52条第1項の規定により、下記のとおり屋外広告業者登録簿から登録を抹消したので、同条第2項の規定により通知します。  |   |          |
| 記   |   |          |
| 抹消した<br>登録業者  | 登 録 番 号                                       | 都広( )第 号 |
|   | 住 所   |          |
|   | 氏 名<br>〔法人にあつては、その<br>事務所の所在地、名称<br>及び代表者の氏名〕 |          |
| 抹 消 年 月 日   |   |          |
| 抹 消 理 由   |   |          |
| 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。<br>(日本産業規格A列4番)                |   |          |

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
  
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第34号様式(第38条関係)

(表)

|  |  |
|--|--|
| 第 号  |  |
| 营 業 停 止 命 令 書  |  |
| 住 所  |  |
| 氏 名  |  |
| 〔法人にあつては、その事務所の<br>所在地、名称及び代表者の氏名〕   |  |
| 年 月 日付都広( )第 号で登録した屋外広告業については、東<br>京都屋外広告物条例第52条第1項の規定により、下記のとおり営業の停止を命ずる。 |  |
| 年 月 日  |  |
| 東京都知事 印  |  |
| 記  |  |
| 停止を命ずる事項   |  |
| 停 止 期 間  |  |
| 停止を命ずる理由   |  |
| 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。<br>(日本産業規格A列4番)                     |  |

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
  
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第35号様式(第39条関係)

| 屋外広告業者監督処分簿      |   |            |        |                  |
|------------------|---|------------|--------|------------------|
| 処分を受けた広告業者に関する事項 | 登録番号  | 都広( )第     | 号      | 法人・個人の別<br>個人・法人 |
|                  | ふりがな氏<br>及び生年月日<br>〔法人にあつてはその<br>名称、代表者の氏名及<br>び生年月日〕 | 生年月日 年 月 日 |        |                  |
|                  | 住所<br>〔法人にあつては主た<br>る事務所の所在地〕                         | 〒          | 電話 ( ) |                  |
|                  | 東京都の区域<br>内で営業を行<br>う営業所の名<br>称及び所在地                  | 名称<br>所在地  | 〒      | 電話 ( )           |
| 処分に関する事項         | 処分年月日   |            |        |                  |
|                  | 根拠条文  |            |        |                  |
|                  | 処分の内容   |            |        |                  |
|                  | 処分の期間等  |            |        |                  |
|                  | 処分の原因とな<br>った屋外広告業<br>者の行為等                           |            |        |                  |
|                  | 罰則等の<br>適用状況  |            |        |                  |
|                  | 備考  |            |        |                  |

(日本産業規格A列4番)

第35号様式の2(第40条関係)

(表)

|  |           |
|--|-----------|
| 第 号  | 立 入 検 査 証 |
| 所 属  |           |
| 職 名  |           |
| 氏 名  |           |
| 生年月日   | 年 月 日     |
| 上記の者は、東京都屋外広告物条例第54条の規定による立入検査又は質問をする権限を有する者であることを証明します。 |           |
| 年 月 日  |           |
|  | 東京都知事 印   |
| (有効期間1年)   |           |

6.3センチメートル

9.0センチメートル

(裏)

東京都屋外広告物条例(抜粋)

(報告及び検査)

第54条 知事は、東京都の区域内で屋外広告業を営む者に対して、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 36 号様式(第 40 条関係)

表

|  |   |
|--|---|
| 第 号  | 立 入 検 査 証   |
| 所 属  |   |
| 職 名  |   |
| 氏 名  |   |
| 生年月日   | 年 月 日   |
| 上記の者は、東京都屋外広告物条例第 66 条の規定による立入検査又は質問をする権限を有する者であることを証明します。 |   |
| 年 月 日  |   |
|  | 東京都知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span> |
| (有効期間 1 年)   |   |

9.0 センチメートル

6.3 センチメートル

裏

東京都屋外広告物条例(抜粋)

(立入検査等)

第 66 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、広告物等の存する土地又は建築物に立ち入り、広告物等を検査し、又は広告物の表示者等に対する質問を行わせることができる。

2 前項の規定による立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第37号様式(第41条関係)

年 月 日

告知書兼弁明書

殿

東京都知事



あなたが表示又は設置している下記広告物等は、東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)第 条第 項第 号の規定に違反しています。この行為は、過料処分の対象となります。

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 広告物等の種類                        |   |
| 表示又は設置場所                       |   |
| 表示内容                           |   |
| 違反事実の内容                        |   |
| 住所<br>(法人にあつては主たる<br>事務所の所在地)  |   |
| 氏名<br>(法人にあつてはその<br>名称、代表者の氏名) |   |
| 連絡先                            |   |
| 弁明                             | <input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。弁明することはありません。<br><input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。<br>上記内容は、 <input type="checkbox"/> 覚えがない。<br><input type="checkbox"/> 誤りがある。 |
|                                | 署名  |

(日本産業規格A列4番)

第38号様式(第41条関係)

(表)

第 号  
年 月 日

過 料 処 分 通 知 書

被処分者  
住 所

氏 名 宛  
〔法人にあつては、その事務所の〕  
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

上記の者に対し、東京都屋外広告物条例第71条第 号の規定により金 円の過料を  
処する。

処分理由

上記のとおり通知する。よつて別に交付する納入通知書によりこれを納付しなければな  
らない。

東京都知事

印

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
  
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第39号様式(第41条関係)

| 過料処分整理簿  |          | 番号 |
|--|----------|----|
| 被処分者の住所及び氏名<br>〔法人にあつてはその事務所の<br>所在地、名称及び代表者の氏名〕 |          |    |
| 連 絡 先  |          |    |
| 登 録 番 号<br>(登録業者のみ)                              | 都広( )第 号 |    |
| 弁 明 の 内 容  |          |    |
| 処 分 決 定 日  | 年 月 日    |    |
| 金 額  |          |    |
| 処 分 決 定 日  | 年 月 日    |    |
| 納 付 期 限  | 年 月 日    |    |
| 処分を決定した事由<br>及び適用条文                              |          |    |
| 納 付 年 月 日  | 年 月 日    |    |
| 備 考  |          |    |

(日本産業規格A列4番)

別記

第1号様式(第1条関係)

(平7規則66・全改、平8規則128・平17規則153・平19規則44・平21規則16・平29規則122・令元規則27・令2規則44・令3規則50・一部改正)

第2号様式(第1条関係)

(平8規則128・全改、平17規則153・令元規則27・一部改正)

第3号様式(第1条関係)

(平13規則249・追加、平15規則220・一部改正、平17規則153・旧第2号様式の2繰下、平19規則44・平23規則72・令元規則27・一部改正)

第4号様式(第4条関係)

(平17規則153・追加、平28規則13・令元規則27・一部改正)

第5号様式(第5条関係)

(平17規則153・追加、令元規則27・一部改正)

第6号様式(第5条関係)

(平7規則66・全改、平8規則128・一部改正、平17規則153・旧第3号様式の2繰下・一部改正、令元規則27・一部改正)

第7号様式(第5条関係)

(平8規則128・全改、平17規則153・旧第3号様式の4繰下・一部改正、令元規則27・一部改正)

第8号様式(第5条関係)

(平8規則128・追加、平17規則153・旧第3号様式の5繰下・一部改正、令元規則27・一部改正)

第9号様式(第6条関係)

(平7規則66・全改、平8規則128・一部改正、平17規則153・旧第4号様式繰下・一部改正、令元規則27・一部改正)

第9号様式の2(第7条関係)

(平20規則267・追加)

第9号様式の3(第11条の3関係)

(令2規則44・追加、令3規則50・一部改正)

第9号様式の4(第11条の5関係)

(令2規則44・追加、令3規則50・一部改正)

第9号様式の5(第11条の5関係)

(令2規則44・追加、令3規則50・一部改正)

第10号様式(第12条、第13条関係)

(令2規則44・全改)

第11号様式(第22条関係)

- (平17規則153・追加、平28規則13・令元規則27・一部改正)  
第12号様式(第22条関係)
- (平17規則153・追加、平28規則13・令元規則27・一部改正)  
第13号様式(第22条関係)
- (平17規則153・追加、平28規則13・令元規則27・一部改正)  
第14号様式(第22条関係)
- (平17規則153・追加、平28規則13・令元規則27・一部改正)  
第15号様式(第22条関係)
- (平17規則153・追加、平28規則13・令元規則27・一部改正)  
第16号様式(第23条関係)
- (平17規則153・追加、令元規則27・令3規則50・一部改正)  
第17号様式(第25条関係)
- (平17規則153・追加、令元規則27・一部改正)  
第18号様式(第27条関係)
- (平17規則153・追加、令元規則27・令3規則50・一部改正)  
第19号様式(第28条関係)
- (平23規則130・全改、令元規則27・令3規則50・一部改正)  
第20号様式(第28条関係)
- (平23規則130・全改、令元規則27・令3規則50・一部改正)  
第21号様式(第28条関係)
- (平23規則130・全改、令元規則27・令3規則50・一部改正)  
第22号様式(第29条関係)
- (平17規則153・追加、平19規則44・令元規則27・令3規則50・一部改正)  
第23号様式(第29条関係)
- (平17規則153・追加、令元規則27・令3規則50・一部改正)  
第24号様式(第30条関係)
- (平23規則130・全改、令元規則27・一部改正)  
第25号様式(第31条関係)
- (平17規則153・追加、平28規則13・令元規則27・一部改正)  
第26号様式(第32条関係)
- (平17規則153・全改、平28規則13・令元規則27・一部改正)  
第27号様式(第33条関係)
- (平7規則66・全改、平8規則128・一部改正、平17規則153・旧第10号様式繰下・一部改正、平27規則54・令元規則27・一部改正)  
第28号様式(第33条関係)
- (平7規則66・全改、平17規則153・旧第11号様式繰下・一部改正、令元規則27・

一部改正)

第29号様式(第35条関係)

(平17規則153・追加、令元規則27・令3規則50・一部改正)

第30号様式(第35条関係)

(平7規則66・全改、平17規則153・旧第13号様式繰下・一部改正、令元規則27・一部改正)

第31号様式(第36条関係)

(平17規則153・追加)

第32号様式(第37条関係)

(平17規則153・追加)

第33号様式(第38条関係)

(平17規則153・追加、平28規則13・令元規則27・一部改正)

第34号様式(第38条関係)

(平17規則153・追加、平28規則13・令元規則27・一部改正)

第35号様式(第39条関係)

(平17規則153・追加、令元規則27・一部改正)

第35号様式の2(第40条関係)

(平19規則44・追加)

第36号様式(第40条関係)

(昭62規則9・追加、平3規則174・一部改正、平17規則153・旧第14号様式繰下・一部改正)

第37号様式(第41条関係)

(平17規則153・追加、令元規則27・一部改正)

第38号様式(第41条関係)

(平17規則153・追加、平28規則13・令元規則27・一部改正)

第39号様式(第41条関係)

(平17規則153・追加、令元規則27・一部改正)